

中川鯉城会会則

第1条（名称）

この会は、名古屋市高年大学中川鯉城会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会の目的は、会員相互の連絡調整並びに親睦と、鯉城学園で学び得た知識と経験を生かし、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、本会会長宅に置く。

第4条（会員）

1. 本会は、中川区在住の鯉城学園卒業生で、かつ名古屋市高年大学鯉城会（以下「鯉城会」という）の加入者で構成し、入会金及び年会費納入を以って会員とする。
2. 会員であったものが区外に移転した場合、当人の希望により会員の継続ができる。
3. 会員であったものが鯉城学園再入学など各種事由により本会を一旦退会した後再入会する場合の入会金は免除とする。また、同会員の本会に於ける卒業期は最初のそれを適用する。

第5条（会員個人に属する情報の管理）

会員個人に属する情報は、関係法令に基づき厳重な管理を行うものとする。

第6条（事業）

本会は、第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 各関係機関との連絡調整
2. 会員相互間の連絡調整
3. 本会の発展のために必要な事業
4. その他、目的達成のために必要な事業

第7条（役員と資格）

本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	会計	2名	会計監査	2名
委員会委員長（実行委員長）及び運営委員	若干名	ブロック長	3名				
同好会会長	若干名	鯉城会代議員	1名	鯉城会幹事	2名	（毎年1名を選出）	

第8条（役員任期）

1. 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し、鯉城会幹事は2年とする。

第9条（役員職務）

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。また鯉城会代議員を兼任する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、これを代行する。
3. 運営委員は、いずれかの委員会に所属し、事業の企画・運営に当たる。
委員会委員長（実行委員長）は、所属する委員会の運営を統括する。
4. (1) 委員会は、次の通り設置する。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| ① 総務 | ② 広報（区会誌） | ③ 行事 |
| ④ 社会奉仕（ボランティア） | ⑤ 実行委員会 | |

(2) その業務は、次の通りとする。

- ①総務は、会員を管理する庶務事項及び会で決めた、特命事項を担当する。
- ②広報は、区会誌の作成を主たる業務とし、その他一般の広報を担当する。
- ③行事は、年間行事の計画・実行と評価等を担当する。
- ④社会奉仕は、市・区役所等の行政機関及び鯉城会本部の社会奉仕活動と連携して推進し、そのPR等を担当する。
- ⑤各委員会は、必要により調査・研究を行い、役員会に報告するものとする。

5. 必要により学区活動を行なうことができる。
6. 同好会・クラブを設立して、その活動を行なうことができる。
7. 会計は、会の会計を統括する。
8. 会計監査は、会の会計を監査する。
9. 鯨城会幹事は、鯨城会の運営に参画する。
10. ブロック長は、東・中・西ブロックの運営を統括する。

第10条（役員会）

役員会は、必要に応じ会長が召集して、次の事項について協議する。

1. 年度事業計画に関する事項
2. その他必要と認める事項

役員会は、役員の過半数の出席がなければ、会議の議決ができない。

同数の場合は、議長がこれを決する。

第11条（会計）

本会の会計は、入会金、年会費、助成金及びその他により運営する。

但し、総会及び研修会などを行う時は、必要に応じて臨時に徴収することができる。

1. 本会への入会金は、2,000円とする。なお他区鯨城会からの転籍者および再入会者は、免除する。
2. 年会費は、1,500円とする。なお夫婦で会員となった場合は、二人で2,000円とする。また他区鯨城会からの転籍者は、入会年度を免除する。途中入会者は、4月から9月入会は、1,500円、10月から翌年3月入会は、750円とする。
3. 入会金、年会費の返還は認めない。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第13条（会計報告）

本会の会計報告は、毎年定時総会に行うものとする。

第14条（総会）

本会の総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

第15条（会則の変更）

本会の会則は、役員会及び総会においてこれを変更することが、できるものとする。

但し、役員会において変更の場合は、総会においてその旨、報告するものとする。

第16条（その他の事項）

本会則に定めなき事項が発生したときは、役員会にて協議対処し総会時に報告するものとする。

第17条（弔慰）

本会員が、死亡した場合には弔電を以って弔意に代える。

付則（会則の施行）

本会則は、平成2年12月1日より施行する。

平成23年4月6日より一部改正する。

平成26年4月9日より一部改正する。

平成27年4月7日より一部改正する。

平成28年4月5日より一部改正する。

平成29年4月4日より一部改正する。

令和4年12月10日より一部改正する。